

石巻災害復興支援協議会の資金管理について

一般社団法人 石巻災害復興支援協議会

一般社団法人石巻災害復興支援協議会（以下、当協議会）の会計処理に関し、平成 24 年 4 月 19 日付で行った役員体制変更以前の資金管理について、以下の通り説明致します。

1. 事業・会計年度

- ・ 事業年度および会計年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日まで。
- ・ 当協議会は、任意団体石巻災害復興支援協議会の資産を引き継ぐ形で平成 23 年 5 月 13 日に法人化し、法人化以前の寄付等も全て法人の資産として管理。

2. 会計管理体制

- ・ 会計責任者・・・設立時の理事 3 名の内、経理の実務経験を有する代表理事以外の専務理事が責任者として会計管理。
- ・ 会計担当・・・・・・1 名～3 名の職員が、各種支払や小口現金の管理などの実務を担当。

3. 通帳・小口現金・印鑑の管理

- ・ 銀行口座は全て法人名義で、以下の通り、小口現金通帳と印鑑は別管理。
 - ✓ 通帳および小口現金は、業務時間内は会計担当者、業務時間外は会計責任者が管理。
 - ✓ 印鑑は、代表理事が管理。

4. 出納の管理

- ・ 小口現金の出納は、会計担当者が管理。収支については小口現金出納帳により管理。
- ・ 現金で寄付金などを受領した場合、口座に入金することにより、受領記録を通帳に記帳。
- ・ 振込での支払を行う際は、請求内容を会計責任者が承認した後、会計担当者が手続き。
- ・ 小口現金での支払もしくは銀行振込以外は支出していない。

5. 当協議会の法人格および会計監査

- ・ 当協議会は、以下の条件等を満たす定款に基づき、非営利型の一般社団法人として設立。
 - ✓ 主たる事業として収益事業を行わないこと
 - ✓ 剰余金を分配しない旨の定めが定款にあること
 - ✓ 解散時の残余財産を国もしくは地方公共団体又は公益社団法人等に帰属する定めを定款に置くこと
- ・ 全国各地から震災支援に集う NPO 等の中間組織として求められる公共性を鑑み、必置機関では無い、監事及び会計監査人を法人設立時より置き、事業年度ごとに公認会計士の監査を実施。
- ・ 第 1 期事業年度（設立から平成 23 年 9 月 30 日まで）については会計監査を完了しており、口座・現金・領収証等を確認の上、当協議会の財務諸表等が適正に表示されていることを確認する監査報告書を受領。なお、第 2 期事業年度については、監事及び会計監査人が現在検討中。
- ・ 口座の入出金については、公認会計士の監査を受けている。

6. まとめ

- ・ 上述の通り、当協議会は一般社団法人として適正な会計処理および手続きを行っており、役員や職員が、会計責任者の承認もしくは会計担当の管理外で資金を私的に流用することは出来ない体制であった。

以上